

## 横浜港におけるヒアリの確認について

環境省が毎年実施している定期的な全国港湾調査（以下「全国港湾調査」という。）において、令和6年9月18日（水）に本牧ふ頭の2地点で発見されたアリについて、専門家による同定の結果、要緊急対処特定外来生物（※）であるヒアリと確認されました。

確認場所周辺においては、殺虫餌（ベイト剤）を設置しています。

横浜市は、環境省が実施する調査及び防除に引き続き協力します。

なお、当該アリが確認された場所は、コンテナヤード内であり、一般の方は立ち入ることができないエリアです。また、本件に関して人的被害の報告はありません。

※「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物のうち、検査、防除等の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要がある生物。

## 1 経緯

9/18 全国港湾調査において、調査事業者が本牧ふ頭のコンテナヤード上で、ヒアリと疑わしい働きアリ約50個体がコンテナを置く鉄板と舗装の隙間から出入りしていることを確認。また、近隣の別箇所においても、ヒアリと疑わしい働きアリ約50個体が舗装の継ぎ目から出入りしていることを確認。確認場所周辺においては、殺虫餌（ベイト剤）を設置。

環境省関東地方環境事務所から、本牧ふ頭でヒアリと疑わしい働きアリが発見されたと、本市へ連絡。環境省関東地方環境事務所が専門家に同定を依頼。

9/19 当該アリについて、専門家がヒアリであることを確認。

9/20 本市から地元関係団体、関係事業者等に注意喚起。

## 2 今回確認されたアリについて

確認されたアリは、2地点からそれぞれヒアリの働きアリ（※）約50個体です。

※働きアリの体長：2.5～6mm程度

## 3 今後の対応

横浜市は、環境省が実施する調査及び防除について、引き続き協力します。

## 4 事業者の皆様へ

## (1) 注意点について

- ・ヒア리를刺激すると刺される場合があります。
- ・ヒアリと疑われるような個体や巣を見つけた際は、刺激（ア리를踏もうとしたり、巣を壊したり等）せず、横浜市や環境省関東地方環境事務所へお伝えください。

## (2) 刺されたときの対応について

- ・まずは安静（20～30分程度）にし、容体が急激に変化することがあれば、最寄りの病院を受診してください。
- ・受診の際は、「アりに刺されたこと」「ヒアリの毒に対してアレルギーを持つ人の場合、アナフィラキシーの可能性が有ること」を伝えてください。

(図) 今回ヒアリが発見された場所



(写真) 今回確認されたヒアリ (環境省 提供)



出典「地理院地図」

お問い合わせ先			
(ヒアリに関すること)	みどり環境局環境活動事業課長	森山 晴美	Tel 045-671-3830
(ヒアリの簡易判断に関すること)	みどり環境局環境科学研究所長	高須 豊	Tel 045-453-2550
(港湾施設における対応に関すること)	港湾局施設管理課長	箕輪 竜一	Tel 045-671-7221